

# 大竹市医師会ヘルパーステーションコスモス運営規定

## (事業の目的)

第1条 大竹市医師会が開設する大竹市医師会ヘルパーステーションコスモス(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護・第1号訪問事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、指定訪問介護〔指定第1号訪問事業〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態〔要支援状態〕の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護・訪問型サービス(以下「訪問介護等」という)を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 指定訪問介護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

指定第1号訪問事業においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護その他生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 指定訪問介護においては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

指定第1号訪問事業においては、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

4 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保険・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 大竹市医師会ヘルパーステーションコスモス
- (2) 所在地 大竹市油見3丁目6-8

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) サービス提供責任者 2名(常勤) 1名(非常勤)  
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護等の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護等計画の作成等を行い、自も指定訪問介護等の提供にあたるものとする。
- (3) 訪問介護員 介護福祉士 7名  
訪問介護員2級養成研修課程修了 3名 介護職員初任者研修課程修了 1名  
訪問介護員は、訪問介護計画に基づき指定訪問介護〔指定第1号訪問事業〕の提供に当たる。
- (4) 事務職員 1名  
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。  
ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 月曜日から土曜日 8:00 ~ 18:00 までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問介護の内容)

第6条 事業所で行う指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
  - ① 排泄・食事介助
  - ② 清拭・入浴・身体整容
  - ③ 体位変換
  - ④ 移動・移乗介助・外出介助
  - ⑤ その他の必要な身体の介護
- (3) 生活援助に関する内容
  - ① 調理
  - ② 衣類の洗濯・補修
  - ③ 住居の掃除・整理整頓
  - ④ 生活必需品の買い物
  - ⑤ その他必要な家事

(指定第 1 号訪問事業の内容)

第 7 条 指定第 1 号訪問事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 訪問型サービス個別計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
  - ① 排泄・食事介助
  - ② 清拭・入浴・身体整容
  - ③ 体位変換
  - ④ 移動・移乗介助・外出介助
  - ⑤ その他の必要な身体介護
- (3) 生活援助に関する内容
  - ① 調理
  - ② 衣類の洗濯・補修
  - ③ 住居の掃除・整理整頓
  - ④ 生活必需品の買い物
  - ⑤ その他必要な家事

(指定訪問介護〔指定第 1 号訪問事業〕の利用料等)

第 8 条 訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 身体介護 厚生労働大臣が定める基準  
(大竹市における訪問型サービス A を除く)
  - (2) 生活援助 厚生労働大臣が定める基準
  - (3) 第一号訪問事業 大竹市が定める基準
- 2 通常の事業の実施地域を超えて行う訪問介護等に要した交通費は、実施区域を超えた地点からその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、路程 1km あたり 30 円を実費として徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業実施地域は大竹市(阿多田・栗谷地区を除く)・山口県玖珂郡和木町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

- 第 10 条 従業者は、訪問介護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する指定訪問介護〔指定第 1 号訪問事業〕の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。

4 事業所は、利用者に対する指定訪問介護〔指定第1号訪問事業〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### (衛生管理等)

第11条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を概ね6月に1回以上開催する

る

とともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

#### (掲示)

第12条 事業所は、当事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

2 事業所は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に観覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

#### (虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又は再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

事故防止・虐待防止に関する 相談窓口	所在地	大竹市油見3丁目6-8
	電話番号	(0827)54-1333
	FAX番号	(0827)54-1337
	受付時間	午前9時～午後5時
	責任者	原田 光恵

#### (身体拘束等の禁止)

- 第14条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という)を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
  - 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
    - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
    - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
    - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

#### (秘密保持と個人情報の保護)

- 第15条 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないものとする。
- 2 事業所は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。
  - 3 事業所は、他の指定訪問介護〔指定第1号訪問事業〕事業所等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得る。
  - 4 事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意を持って管理し、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとする。

#### (苦情解決)

- 第16条 事業所は、指定訪問介護〔指定第1号訪問事業〕の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定訪問介護等に関し、法の定めるところにより、市町又は県が行う報告若しくは文書その他物件若しくは掲示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町又は県が行う調査に協力するとともに、市町又は県から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

事業者の窓口	所在地	大竹市油見3丁目6-8
	電話番号	(0827)54-1333
	FAX番号	(0827)54-1337
	受付時間	午前9時～午後5時
	責任者	原田 光恵

#### (職場におけるハラスメントの防止)

第17条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるよう努める。

#### (業務継続計画の策定等)

- 第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護〔指定第1号訪問事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
  - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### (その他運営に関する重要事項)

- 第19条 事業所は、従業者の資質向上のための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制についても検証、整備する。
- 2 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、大竹市医師会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則  
この規程は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、平成 26 年 3 月 31 日から施行する。

附 則  
この規程は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、令和 2 年 7 月 4 日から施行する。

附 則  
この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、令和5年5月1日から施行する。

附 則  
この規程は、令和5年8月1日から施行する。

附 則  
この規定は、令和6年2月1日から施行する。

附 則  
この規定は、令和7年1月1日から施行する。

附 則  
この規程は、令和7年4月1日から施行する。